

甲府市電子会議システム
及びタブレット端末機器等賃貸借
仕様書

1. 件名

甲府市電子会議システム及びタブレット端末機器等賃貸借

2. 目的

本市で策定している「甲府市行政改革大綱（2019～2021）」においては、紙の使用枚数の削減を推進しているところであり、令和3年度には複写機使用枚数の25%減、紙の使用枚数50%減を掲げている。（平成29年度比）

これらの達成のための取組の一つとして、庁内で行う会議について、タブレット端末及び電子会議システムを導入し、会議のペーパーレス化を実現することで紙資源の削減を図るとともに、紙資料の差替えや取りまとめなどに伴う事務作業を削減していく。

3. 業務内容

本業務は、以下の項目を一括して提案するものとし、提案する内容は提案者が履行可能なものとする。

【会議のペーパーレス化の実現について】

- ・タブレット端末、アクセサリ及び周辺機器の導入
- ・電子会議システムの導入及び保守・運用
- ・操作研修の実施
- ・その他任意提案

4. 賃貸借期間

令和2年3月1日から令和7年2月28日まで（60か月）

5. 実施スケジュール

令和2年3月1日から庁内での使用ができるよう、機器等については事前に納入し、必要な設定等は賃貸者が済ませておくものとする。

なお、納入日や設定等の詳細なスケジュールについては協議の上決定する。

6. 機器仕様

機器・システムの構成は、オンプレミスでの構成、クラウドでの構成どちらでも可能とするが、LGWAN（行政専用の閉域ネットワーク）接続時での利用を可能とする構成とする。

会議システムを利用できる状態でタブレット端末を納入すること。また、システムの稼動に必要な機器の用意や設定は賃貸者が行うものとする。

※原則として、納入する機器は製品化されているものとする。

（1）タブレット端末【参考製品：Surface Pro 7】

- ・台数 30台
- ・画面サイズ 12インチ以上
- ・OS Windows10 pro 64bit
- ・メモリ 4GB以上
- ・本庁舎内に既設の無線LAN環境下で使用可能な機器とする。

- ・OS は容易に最新のバージョンへアップデートが可能なものとし、本市の WSUS サーバの使用は可能とする。
- ・タブレット端末本体、またはアクセサリ等によりスタンド機能を有すること。
- ・保護ケースやフィルム等により落下時の対策を講じること。

(2) ペン型入力装置

- ・本数 30 本
- ・書込み時の反応速度や正確性について、会議に支障のない製品であること。

(3) タブレット端末収納キャビネット

- ・台数 1 台
- ・サイズ 幅 80cm 以内
- ・タブレット端末 30 台を収納可能であること。
- ・キャスター等を有し、収納したままでの移動が可能であること。
- ・タブレットカバー等を装着する場合は、装着したまま収納・充電が可能であること。
- ・収納したタブレット端末全台数の充電が可能であること。
- ・安全に全台数を充電できること。

(4) 任意提案機器

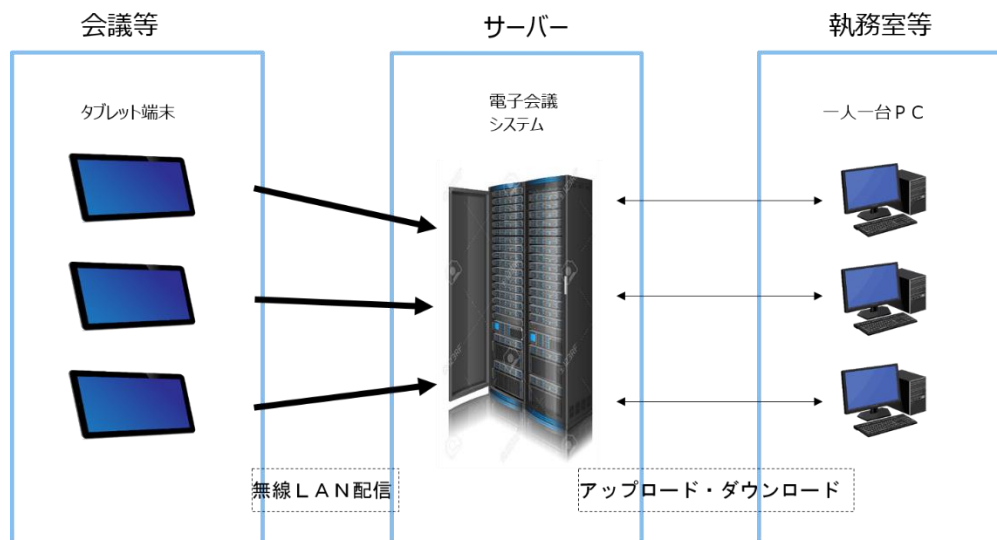
上記以外に必要な機器は提案によるものとする。

アクセサリ及び周辺機器についても、利便性の観点などから、上記以外の機器について追加提案を可能とする。

※ オンプレミスでの構成とする場合

- ・サーバーの設置先は甲府市情報政策課サーバ室とする。
- ・UPS の調達は不要とする（本市の無停電装置を使用するため）。
- ・LGWAN（行政専用の閉域ネットワーク）へのサーバーの設定を賃貸者が行うものとする。
- ・サーバーを設置する際、ラックは 3 U 以内を想定するものとする。
- ・その他設定に必要な情報は、後日提供する。

●システム構成イメージ



7. システムの要件

動作環境

- ・本市の LGWAN（行政専用の閉域ネットワーク）内の無線 LAN 環境下で動作すること。
 - ・資料データの登録はブラウザ上で実施できるものとし、本市の LGWAN（行政専用の閉域ネットワーク）に接続しているパソコンに新たなアプリケーションのインストールは不要であること。ブラウザは Internet Explorer11 に対応していること。
- ※別紙 機能要件確認表を参照すること。

8. セキュリティ対策

- ・本市の定めるセキュリティ基本方針を順守し、以下要件を踏まえること。
- ・導入するソフトウェアについては、修正プログラムやバージョンアップの提供等、開発元等のサポートがある信頼性の高い製品を利用すること。
- ・OS やソフトウェアにぜい弱性が発見された場合は、システムへの影響、重要性等を検証のうえ、速やかに修正プログラムを適用できること。
- ・サーバー及び端末内のデータは、暗号化して保存する機能を有すること。

9. 研修

- ・賃貸者は、本市職員に対して必要な操作研修を行うこと。
- ・研修に使用するテキスト等は賃貸者が作成し、研修日程及び内容等については十分に本市担当者と打合せを行うこと。
- ・研修内容を含んだ操作マニュアルを作成し、提供すること。
- ・研修会場は本市が指定する場所とすること。

10. 運用体制

- ・賃貸者は、導入したシステム、機器について障害が発生した場合に備え、本市からの問合せ及びその復旧作業に必要な体制を確保すること。
- ・本市からの問合せ等への対応可能時間は、平日午前 8 時 30 分から午後 6 時までを可能とすること。
- ・運用体制、連絡体制を明確にすること。
- ・障害発生時、本市からの障害の連絡があった場合は、その対応方法を検討し、提示するとともに、必要な対応を迅速に行うこと。
- ・メンテナンス等のため、システムを停止する必要がある場合は、事前に本市と日程調整を行い、本市の承認を得ること。
- ・本市からの要望によりシステムを停止する場合は対応すること。

11. 保守の要件

- ・タブレット端末は 1 年間のメーカー保守を含むものとする。
- ・オンプレミスでの構成によりサーバー機器を導入する場合は、サーバー機器について 5 年間保守サポート及びサーバー用モニターを含むものとする。
- ・ソフトウェアについては、導入後 5 年間の保守サポートを含むものとする。
- ・導入したソフトウェアにおけるぜい弱性の有無の確認を行うとともに、OS やミドルウェアの修正プログラムの適用等の必要がある場合は、システムへの影響、重要性

等を検証のうえ、速やかに修正プログラムを適用すること。また、システムに不具合が発見された場合は、保守の範囲内でシステムの不具合の修正を行うこと。

12. その他

- (1) 納入する機器等は賃貸借期間終了後の再リースに対応できること。
- (2) 賃貸借期間中の機器等については、賃貸者所定の損害保険に付するものとし、その費用を賃貸者が負担すること。
- (3) 賃貸借期間満了後、本契約機器等の返却に係る費用は賃貸者が負担すること。
- (4) 本契約締結後、借入期間中に本調達機器等の拡張を行う必要が生じ、拡張部分を賃貸者との随意契約によって調達する場合は、当該拡張部分の機器等の調達価格が今回の調達価格と比較して妥当なものであること。なお、当該拡張部分の仕様が本調達仕様と同様な場合には、今回の調達価格を超えないこと（機器等の拡張については、現時点で確定しているものではない）。
- (5) 本契約は「甲府市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」に基づく長期継続契約であり、翌年度以降において当該契約に係る予算について減額又は削除があった場合は当該契約を解除する。